

学校の部活動に係る活動方針

熊野町立熊野中学校

1 基本方針

部活動は顧問教員など（以下、「顧問」とする）の指導のもと、スポーツや文化及び科学等に親しみ、互いに教え合ったり励まし合ったりして、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、お互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係を形成する能力を育成する。また、教育課程において学習したことなどを踏まえ、より高い水準の技能や体力の向上めざすことで、自らの適性や興味・関心等をより深く追求させる。

2 適切な運用のための体制

(1) 部活動のあり方

成長の著しい中学生の時期にふさわしい指導を計画的に行うとともに、活動中の事故やけがに十分留意して安全で安心な指導の徹底と活動環境を整えるため、本校部活動規程を定める。また、専門的な知識を有する外部人材を活用して充実した部活動の実施をめざすとともに、体罰や暴言、ハラスメントの根絶を徹底する。

(2) 指導と体制

練習計画や練習内容を含め、「生徒に主体的に活動させることを通して、ひたむきに自らを鍛え向上しようとする態度を育てる」という観点に立った指導体制を構築する。

① 指導にあたっての活動計画・実績報告書の作成・公表

顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し校長に提出する。校長は、各部の活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

② 運営に係る体制の構築

校長は、生徒や教師の数、外部人材の活用状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に活動が実施できるよう、適正な数の部を設置する。

3 適切な活動時間・休養日などの設定

(1) 活動時間

成長期にある生徒が、運動などの活動・食事・休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、日没時間等を考慮して活動時間及び下校時間を定める。

(2) 休養日

① 学期中は週当たり2日以上休養日を設けることとし、平日に1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という）は少なくとも1日以上を休養日とし、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えることを原則とする。

② 長期休業中も学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動や体験を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けることを検討する。

(3) 例外措置

大会やコンクール・学校行事等への参加など、部活動の一層の活性化や生徒の伸長が期待できる場合、顧問は校長の許可を得て活動時間の延長ができる。この場合、部員の保護者の承諾を得ること。また、生徒の健康や安全等に配慮するために「(1) 活動時間」を変更する場合も同様とする。

(4) 参加する大会等の見直し

各部が参加する大会・コンクール等は、原則として学校体育団体・中学校文化連盟等の主催若しくは共催する大会とする。それ以外の大会への参加については、教育上の意義や生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、学校長が判断する。